

第43回「わたしたちの暮らしと農業」作文・図画コンクール募集要領

平成30年6月

佐賀県農業協同組合中央会

1 作品の課題

暮らしと深いつながりをもつ食料や農業に関する内容を課題とします。具体的には食料や農業についての考え、できごと、風景、思い出等を表現したものとしします。

(例)「わたしの好きな食べ物」「おいしい給食」「ごはんわたし」
「農業の未来」「農業体験」「収穫の喜び」「田植え」「稲刈り」など

2 応募資格

佐賀県内の小学校および中学校に在籍する児童・生徒

3 応募の種類および応募規格

| 部 門 | 応募の種類 | 応募規格 |
|------|---------------|---------------|
| 作文部門 | 1部 (小学校1年～3年) | 400字詰原稿用紙2枚以内 |
| | 2部 (小学校4年～6年) | 400字詰原稿用紙3枚以内 |
| | 3部 (中学校) | 400字詰原稿用紙4枚以内 |

※ 書き方は、作文用紙の1枚目の1行目に題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文書き出しとします。

※ 本人による直筆を原則とし、パソコンで作成した原稿は応募不可とします。ただし、視覚・手に障害のある児童・生徒については、その旨を特記事項として応募票の欄外に記述した場合のみ認めます。

| 部 門 | 応募の種類 | 応募規格 |
|------|---------------|--|
| 図画部門 | 1部 (小学校1年～3年) | B3判 (36.4cm×51.5cm) 相当の市販画用紙を使用。 画材は特に制限しません。 |
| | 2部 (小学校4年～6年) | |
| | 3部 (中学校) | |

※ 規格と著しく異なる画用紙を使用した作品は審査対象外となります。

※ 作品タイトルも審査の対象となります。記入漏れのないようにお願いします。

4 応募規則

- (1) 他のコンクールに応募していない作品に限ります。
- (2) 一人で1部門につき1点に限ります。
- (3) 作品の著作権はJA佐賀中央会に属します。(応募作品は原則として返却しません)
- (4) 図画作品でポスター形式(標語、キャッチフレーズが入ったもの)のものは、応募できません。
- (5) 応募については学校、JAを経由した作品に限り、個人での直接応募はできません。

5 応募方法

(1) 学校段階

- ① 締切日：児童・生徒からの提出締切日は、2学期の初めを目途に学校で適宜定めてください。
- ② 応募先：最寄のJA（JAには9月7日（金）までに応募ください）
- ③ 予備審査の実施：
応募にあたっては、あらかじめ学校単位で予備審査を行い、審査を通過した作品（応募総数の1割程度）を応募してください。なお、審査基準は別紙のとおりです。
- ④ 応募手続
ア 応募する際には「応募作品数報告書」（様式1）と「予備審査報告書」（様式2）を添付してください。
イ 応募作品には、1点ごとに「個人別応募票」（様式3）を貼り付けてください。作文は、最後のページの裏面、図画は裏面の中央に貼り付けてください。

(2) JA段階

- ① 締切日：JA佐賀中央会へは9月13日（木）までに応募ください。
- ② 応募先：JA佐賀中央会 ぐらし広報課
- ③ 手続等：JA佐賀中央会へ作品を送付する場合は、「学校別応募作品数報告書」（様式4）を添付してください。

6 県コンクールでの賞の種類

| 賞名 | 点数 | 備考 |
|-----------------|----|--|
| 佐賀県知事賞 | 6 | 作文、図画とも 1部（小学校1年～3年） 2部（小学校4年～6年） 3部（中学校） に分け、各賞ともそれぞれ1点とする。 ただし、佳作は各5点とする。 |
| 佐賀県教育委員会教育長賞 | 6 | |
| 佐賀県農業協同組合中央会会長賞 | 6 | |
| NHK佐賀放送局局長賞 | 6 | |
| 佐賀新聞社社長賞 | 6 | |
| NBCラジオ佐賀局長賞 | 6 | |
| サガテレビ社長賞 | 6 | |
| 佳作 | 30 | |
| 参加賞 | | 応募者全員 |
| 学校奨励賞 | 3 | |

7 入賞発表

平成30年10月下旬予定

審査会終了後、学校を通じて通知いたします。また、新聞広告による発表を予定しております。

以上